

山口労発基 0625 第 1 号  
令和 8 年 6 月 25 日

関係団体 各位

山口労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

平素から労働安全衛生行政の展開につきまして格別の御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」といいます。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その後、関係政省令等の整備が進められてきたところです。

今般、改正法の一部が令和 9 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和 8 年政令第 40 号。以下「整備政令」といいます。）が令和 8 年 3 月 18 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 29 号。以下「整備省令」といいます。）が令和 8 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法第 42 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 101 号。）が令和 8 年 3 月 23 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 9 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっています。

また、改正法、整備政令及び整備省令のうち個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係部分並びに令和 8 年厚生労働省告示第 101 号の要点等は、令和 8 年 5 月 26 日付け基発 0526 第 1 号（以下「基発 0526 第 1 号通達」といいます。）によって示されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知の御協力をお願い申し上げます。

なお、基発 0526 第 1 号通達につきましては、お手数をおかけいたしますが、以下の URL または二次元コードから御確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【URL】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001704274.pdf>（基発 0526 第 1 号通達）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anken/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/an-eihou/index_00001.html)（法条文等「厚生労働省ホームページ」）

【二次元コード】



基発 0526 第 1 号通達



（法条文等「厚生労働省ホームページ」）

